

行政の窓

設計事務所や工務店との協働による

道産木材を使った家づくり『北の木の家』普及への取り組み ～「北の木の家」建築推進業者認証制度～

林業木材課では、道産木材の利用拡大の取り組み「地材地消（ちざいちしょう）」を推進しており、特に住宅分野においては道産木材の住宅「北の木の家」の普及を図っています。このたび、「北の木の家」に積極的な設計事務所や工務店のみなさんを、北海道が認証する制度がスタートすることとなりましたので、その概要をお知らせします。

□ 道産木材を使った住宅について

道産木材を住宅に積極的に取り入れることにより、様々な効果が生まれます。

1. 地球温暖化防止

輸入材と比べて木材の輸送距離が短いため、輸送に伴うCO₂の排出量が低減できます。

2. 地域経済への貢献

住宅での木材消費が増えれば、林業や木材産業、建設業が活性化し、域内の経済にも良い循環が生まれます。

3. 森林の整備が進む

住宅で有効利用されることで、地域の森林整備が進み、健全な森林づくりにつながります。

～「北の木の家」ってなに？～

check!

「北の木の家」とは、北海道木材産業協同組合連合会（どうもくれん）が認定する、次のような、品質の確かな道産木材を使用した住宅です。

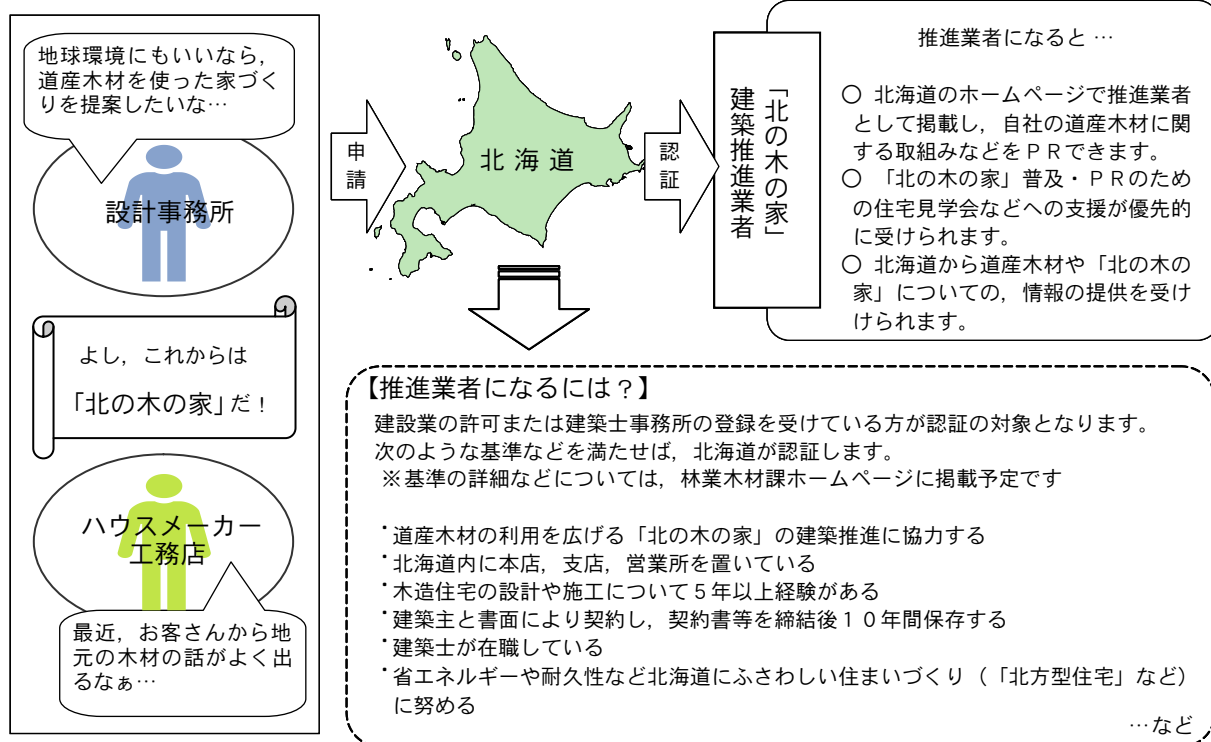
1. 北海道の木材として産地証明されている
2. 森林法などの木材の伐採・搬出に関する法令が守られていること（合法性）が証明されている
3. 構造用材では日本農林規格（JAS）で認定されている

住宅を建てるときに認定をうけることで、住宅ローンの金利優遇などが受けられます。

□ 「北の木の家」建築推進業者とは？

「北の木の家」建築推進業者とは、言わば「北の木の家」の力強いサポーターです。道民のみなさんへ「北の木の家」を積極的にPRしていただき、建築・設計につなげていきたいと考えています。

<「北の木の家」建築推進業者認証制度のイメージ>



(水産林務部林務局 林業木材課需要推進グループ)